

議会運営委員会会議記録（概要）

令和4年9月22日（木）

開 会（午前9時30分）

大石議長

昨日までの定例会、試行的に行われましたけれども、いろいろと御協力をいただきましてありがとうございました。

本日は、議会運営に関する事項について、ご協議願います。また、昨日、副市長から10月6日（木）に臨時会を招集する旨の申入れがありましたので御報告します。

【議 事】

- ・議会運営に関する事項について

末吉委員長

初めに、通年会期制の導入についてです。

9月16日の議運において、執行部に意見を求める際に提出するものとして、正副委員長案の「所沢市議会における通年会期制について（概要）」「通年会期制導入に伴う改正例規及び逐条解説」を提案させていただき、会派持ち帰りとなっております。本日、この決定をしていきたいと思えます。

所沢市議会における通年会期制について（概要）について、意見はありますか。

植竹委員

1 ページ目の4行目、法的に活動することのできる期間とあるが、法的に活動するというのはどういう内容を指すのか。

轟議会事務局

現在、招集された定例会、臨時会の審議期間を会期とし、地方自治法に基

参事

づいて議会が法的に活動することのできる期間を会期と定めておりますの

で、そうした意味になります。

植竹委員

分かった。次に、通年会期制について幅広い層の住民が議員として参画できる議会の実現とあるが、ここはどういうことをイメージすればよいのか。具体的にどういうことを指すのか。

末吉委員長

今まで所沢市議会が目指してきたものということも含め、さらに充実という意味だと私は思っている。皆さんのほうでここについて何か意見はあるか。

植竹委員

昨年、今年と議運の委員をやっているが、導入に当たってはこの辺の議論というのは、議運の中でされてきたのか。もしくは、どういう解釈をしているのか。住民が議員として参画できる議会というのはどのようにイメージしているのか。

末吉委員長

この部分を議論したことはなかったと記憶している。思いという形である。

轟議会事務局

平成24年に地方自治法が改正され、通年会期制の導入が地方自治法に位置づけられた際に、総務省では現行制度と異なる制度を創設するに当たり、幅広い層の住民が議員として参画できる議会の実現や議会審議の充実といった観点から、通年会期制を可能とするものといった解説を行っています。

村上委員

通年会期制はという主語が入っているので、そういったところが位置づけられているというふうには思っている。ただ、こういったことを議運として執行部に宛てる文書を議論する中で、皆が理解していかなければいけないと思う。そもそも、議会に議員としてどう参画していくかという議論は、昔あった。できるだけ幅広い多様な意見を持った人が議員になって、活動をしていくということを、一つの大きな目標として捉えているということなので、

平成24年の改正のときに文言が入ったと。ただ、所沢市議会で今、通年会期制における概要を述べるに当たって、このことが事実上、マッチしているかどうかというのは議論の余地があるのではないかと思う。参事の説明だが、議員になった後、いろいろなことに参加できるとなっているが、前提として、読み込むと、いろいろな方が議員として参画できる議会、議員として当選できるという機会の在り方の一つとして通年会期制があると読み取れる。その後にある議会審議の充実と活性化という話が出ていて、これはサラリーマンの人でも主婦の人でもいろいろな職業でも通年会期制を導入すると、開会日がぴしっと日にちがある程度決まっているから、そこを融通しながら議会に関与ができるという議論はあった気がする。ただ、事実上、通年会期制の議論を長年やってきた中で、逐条にもあるが、市政の課題全般に主体的かつ機動的に対処するためということは、どんな状況であっても通年会期制にすることで、機敏に主体的に様々な審議、議論ができるという大きなメリットがあるということであると、ちょっとこの部分の言葉としては分かるが、実際の運用とか実際の通年会期制の議論を今まで積み重ねてきた中で、矛盾のような感じを、うちの会派はしているという話だ。各会派、この文言についてどのようにお考えになっているか。今初めて、我々の、矛盾があるのではないかという提案だが、そのことについて、ぜひ、各会派から御意見をいただきたい。そうしないと、ここについては我々も少し考えなければいけないという課題を持っている。皆さんにもぜひ議論をしていただきたい。

石原委員

該当箇所を読んだときに、特に違和感はなかった。幅広い層の住民が議員

として参画できる議会の実現というのは、むしろ目指していかなければいけないところだと思う。具体的に所沢市議会に今、問題があるとしたらどうい  
うところが問題なのか教えていただければと思う。

矢作委員

読んだときに特に違和感を持たなかった。地方自治法が改正されたときの  
背景ということが書かれていると理解をした。今、石原委員もおっしゃった  
が、こういう部分を盛り込んだ方がいいという提案があるのならば提案いた  
だきたい。

末吉委員長

幅広い層の住民が議員として参画できる議会の実現というのは、平成24  
年の地方自治法の改正のときに示された言葉をそのまま引いて説明している  
という事務局の説明だった。そのことで、所沢市議会がこれからやろうとし  
ている通年会期制で、幅広い層の住民が議員として参画できるのかというよ  
うな意味合いと、もしこの部分に例えば補強するとか、追加するとか、行政  
課題に主体的かつ機動的な対応を可能とする云々というのが次ページに出て  
くるが、そういったことのほうが目的なのではないかというようにおっしゃ  
ったと私は理解した。その辺について、何か修正点であるとか、提案はある  
か。

植竹委員

個人的な見解、認識だが、幅広い層の住民が議員として参画できる議会と  
いうのは、確か、廣瀬先生がここのところを、議員のなり手不足、幅広い層  
の議員を各自治体において選挙で選ばれて、活動しやすい議員として選んで  
いくことが非常に重要であるという観点で、通年会期制を導入するに当たっ  
ては、そういう方々が、学生も含めてだが、若い人、高齢者でもいいが、常

に通年会期制によって、定例会の日程が固定されることによって、スケジュール管理がしやすくなることから、そういった方々、仕事をしている方、学生の方、子育て世代もだが、幅広い層の議員のなり手が増えるというメリットがあるということも確かおっしゃっていた。

そういったような参画できる議会と認識したところで、その後に議会審議の充実と活性化といった観点で、いつでも1年間、委員会、臨時会において様々な審査ができる通年会期制ということも、ここで活発な議会活動につながるというところもあったりするので、そこが個人的には乖離しているのではと思う。通年会期制にすることによって多くの方に議員としてなっていたきたいという一つの目的と、常に充実した議会活動をする通年会期制というところに乖離があるのではと思って、だったら、この下の本会議においては、定例日を定めることによる定期的かつ予見可能性のある形で会議を開催するという部分はなくてもいいかと思っている。

中村委員

幅広いというところと、予見可能性のあるというのは、基本的に平成24年に地方自治法の改正が行われたときから常にある言葉であって、その内容というのはいろいろとあるにしても、今回、執行部に出すものだから、そこは通年会期制の理念について、執行部は分かるわけだから、これで別によいのではないか。市民に対して説明するものではないし、執行部がこれを見てどう捉えるかという話であって、幅広い層の住民が議員として参画できるというのは、植竹委員も先ほどおっしゃったように、常に課題としてあったわけで、構成団体の住民の行動に近づけるみたいな話もあって、それを会期と

いう形で今までは縛ってきた。それを柔軟な対応によって、いろいろな人が参画できる形にできる。そもそもの導入にあったので、当然、執行部は把握していると思うので、総務省の言っていた、法改正時にあった議論と私たちは違う観点から特に通年会期制の議論をしたわけではなくて、そのためにどうしたらいいかということを経験してきた結果なので、これについては、このまま載せていても、これはこれでいいと思う。ただ、それに対して、総務省や所沢市議会が行ってきた議論というのは、違うのではないかという声が執行部からくれば、それはその対応をすればいいと思う。

石本委員

以前、私が研修に行ったとき、江藤先生の講座で通年会期制になると、会議の設定もニュートラルになったという話だった。我々というのは既成概念にとらわれがちで、例えば、一度議会が始まると2週間、3週間は会期があると思っているかもしれないが、通年会期制であれば、例えば、2か月間にわたって土曜日、日曜日だけ開催するということだってできるんですよ。現実にはやらないだろうが。そういうふうな、今までの会期制だとあり得ない会議の組み方もできるのだという話を聞いた。とりあえず、この幅広い層のというのは、総務省が言っているわけだから、今回はそれで出して、その後、皆さんで認識を共有していく感じで、これで文面的にはよいと思う。

村上委員

他の会派はどうか。一応、我々も会派の中で議論してきたことなので、御意見をいただきたい。

中委員

確かにこの概要を読んだとき、私もあまりぴんとはこなかったというところが正直なところだ。こちらから出して、相手が受けるからそのところでと

いう話があったが、多少なりともこちらの、出す側だったら、内容だけは皆さんである程度共有しておいたほうが良いというのは思った。もう一つ、通年会期制はというところがあって、今の会期制よりも通年会期制の方が、幅広くいろいろなことに対応ができるのだと、今、石本委員の言われたスケジュールの管理によって、適するようなことができるのだというところが、その辺も全部含めた理解度を持ってもらいたいかなと思った。

村上委員

概要についてどういう文脈で作っていくかというのは、ある程度、独自性があってもいいとは思っている。この文章を見ると、通年会期制はとあって、根拠がここにちゃんとあるということは、これは読んだ瞬間に分かる話だ。ただ、こここのところに、議員として参画できる議会の実現という言葉があるから、定期的かつ予見可能性のある形で会議を開催する議会運営となっている。事実上、確かに、4つの会議の日程は決まっているから、それはそれでそういうことになるかもしれないが、通年会期制を導入すると、いわゆる専決処分もなくなり、機動的、主体的、そういった意味でいうと、臨時会というものも今後は開催されるようになってくる。あるいは、様々な、この先ほどの法的に活動することのできると書いてあるので、定例会の中で我々が持っている議会の権利、議会機能は、ずっと会期中なので、いつでもそれは発動できる。そういったことになってくるわけで、執行部宛てだからこれは意味が理解できるかもしれないというのは、こういったものが、今、通年会期制の概要ということで、これを議員の我々がちゃんとそれを把握しているかという話も重要だと思っている。今まで議論してきた機動性、主体性とか、

審議の充実ということになれば、4つの定例会議だけではなくて、様々なそういう場面というのは我々の前に出てくるわけだから、そういったことをきちっと把握した上で、この文章はこれでオーケーということになっていかなければいけないと思う。意見が出尽くしたということであれば、この件について、一旦、会派に話をしたいので、5分程度で構わないので時間をいただきたい。

休 憩（午前9時52分）

再 開（午前10時）

植竹委員

まずは執行部に示すものという観点から、このような形で提出していただくということで了解は得た。ただ、市民へ概要を示すものも出てくるだろうから、その上ではまた、こういった議論、分かりやすいものにする必要があるのかなのか、そういったことも含めて今後も、市民に示すものを検討、協議していただきたいということで、今回は了承した。

中村委員

非常によくまとまっていると思うが、最初の議論からずっと引き続き課題として残されているものというのは、効率化の観点からいうと、一般質問のヒアリングのやり方と、ICTの活用だと思う。残された課題だというのは、今ここでここに書かなくてもいいのだが、最後の不断の見直しのところとかは、そういうことなのではないかと思った。皆さんがそうだと思うなければ入れなくても全然構わないが、ちょっと思った。

末吉委員長

もう少し具体的に言っていただけるとありがたい。

中村委員

文言は自分でちゃんと整理したほうがよい。

末吉委員長 どこかに入れたほうがいいということなのか。それとも、課題としてということなのか。

中村委員 一つの定義として言ったのであって、どういうふうにと言われたらそこま  
ででもない。

村上委員 私は中村委員のおっしゃっていることは非常に大事な話だと思っている。  
3枚目のところに見直しの件が入っていて、その議論もこれからしていく  
のだと思うが、これを基に執行部と協議をしていくといった場合に、議会と  
してどう考えているかということ、議会としてこういう配慮をしている、議  
会としてまだこういった課題が残っていて、こういったものはできれば盛り  
込んだ形で、相手方、執行部に出すというのはとてもいい考えだと思う。

末吉委員長 今、概要の1枚目をやっている。この後出てくるところで、少し盛り込み  
たいということであれば、この後で御提案いただけるということか。

中村委員 今日決めるのか。

末吉委員長 執行部に提案するものについては、今日決めたい。これが議会としての最  
終案ということではなく、執行部に出す最終案ということだ。

小林委員 3 通年会期制の導入に伴う見直しだが、②付託議案に係る委員長報告と  
討論・採決の日程を同一日とし、また、会議録の公開を前提として委員長報  
告を簡略化することで会議期間を短縮することとあるが、この間、委員長報  
告がかなり簡略化された。傍聴に来た市民の方からは何をやっているのか分  
からないという声がある。私も担当している部署じゃなくて、何のことだか  
ということがあったりする。条例にも入れた、市民の多様性を配慮するとい

うことからも考えても、委員長の裁量権に属することだとは思いますが、ここをもうちょっと、短縮するというところで、これまで簡略化され過ぎているところがあるのではないかと思います。このことで意見を申し上げる。

村上委員

今の②の指摘だが、我が会派としては、とてもよかったというふうな印象を持っている。ここについては、概要の中に盛り込んでいいのではないかと考えている。

石原委員

村上委員もおっしゃっているが、私の会派も、今回の委員長報告の簡略化から討論までの同日の流れというのは、大変よかったものだと思っている。

中村委員

根本の問題だが、9月定例会でやったことを書いているわけだから、これはもう、やったのだから、これから短縮することはどうかということではなく、やりましたと書いてあるだけだ。「なお」以下のところはこれからのことだから、そこはいろいろとあってもいいが、そこまではやったことを書いたわけだから、やったのだからこう書くしかない。

小林委員

委員長に裁量権があるということでよいか。

中村委員

当然ある。今までもこれからもある。やったことを書いているだけだ。

中委員

確かにそのとおりで、やったことを書いているし、今回、そのための試行があつて、それをもって執行部の方々にも聞いてもらおうということを出すわけだ。今度は、執行部の方も、ではそれだと我々も分からないからもう少し、と言われたら、こちらもそれに対して柔軟に対応すればいいし、その後、市民の方からの意見があれば、またそれもそれで協議すればよいという形ではないかと思う。おっしゃることは理解した。

村上委員

やったことで様々な意見があることは、ここで議論しないと、それはそういうことなのだという確認が、疑問を持っている会派とかそういった人たちの疑問には、ここで皆で共通認識をしていかなければいけないと思う。②のところでは小林委員から話があって、我々はこのままでいいのではないかと発言をしたが、せつかなので、ここはうちの会派はこう考えるというのは、場合によって、やったことだが、こういった議論もあったということもぜひ執行部に提案するときにはその話も持って行っていただきたいと思うし、ある意味ではそこが執行部との協議の中で論点になってくる部分にもなると考えている。しっかりと我々自身が議論したほうが良いと考える。

末吉委員長

先ほどからおっしゃっていただいたとおり、通年会期制の導入に当たって、見直しを行ったことについてまとめてあるので、実際にやったことだ。確かに、試行する、やってきたことの中で、いろいろな御意見はあると思う。その議論をどこで、いつやるのかということになると思う。このことについてはやったことなので、例えば、今さら、見直しを行ったということ自体は変わらないので、そこはそれとして、そのことの検証と改善についての議論を今やるか。今やりたいという提案に聞こえたが、それでいいか。後ほど、例えば、その部分の時間を取ってということでもよければ、この部分に関しての文言修正ということでなければ、ここに書いてあるような部分の御意見や検証はどこかでやらなければならないものだと思っている。いつやるかということだ。

小林委員

村上委員がおっしゃったことはすごく大事なことだと私も思う。執行部に

出すということで委員長、副委員長でまとめていただいてありがとうございました。確かにやったことということだが、それぞれそれについての会派の思いというのはあるので、今日文章をまとめたいということなので、修正部分が入るか入らないかは分からないが、こういう思いがあるのだということを出していくというのはすごく大事なことだと思う。これを出して、また執行部のほうから返ってきて、また議論するという、まだ議論する場があると思うが、今の時点での、こういう思いがあるというところは、私たちも意見はあるので、出したいと思う。

末吉委員長

先ほども言ったが、今、提案しているものは、次のように見直しを行ったということで、ある意味、過去形で書いている。9月定例会の中で主に試行してきた。このことの文言を修正するほどの議論なのか。逆に、やったことは変わらず、これでお出しして、当然、執行部から御意見があると思うので、10月中に御検討いただいて、戻ってくると思う。議運としては、それはそれとして、どうだったかという議論の場を、どこかで設けたらいいのではないかと考えている。それでいかがか。今議論するのかということだ。

矢作委員

最終的にまとまる形になるまでは何回もいろいろと議論していくこともあると思う。今まとめていただいたことに対しても、こういうことでしたよねと確認したい部分もある。文言が変わるか変わらないかは今日の最後、そうなるかは落ち着くところがあると思うが、皆さんの意見というのは協議する必要があると思う。

石原委員

試行済のものに対して、今からというのは、試行に至る過程の中で、各会

派の意見は議論をして、それも記録に残っている。議論を経た上で試行に至っているわけなので、既に試行したものについて改めて今、意見を反映するようなものというのは、現実的ではないと思う。

末吉委員長

提案だが、これまでやってきたことについては、事実としてあって、このことについて修正がかかるということはないと思う。どこかで議論しなければならないというのは全くおっしゃるとおりで、そのつもりでいた。この部分をペンディングにして、逐条解説、例規までやって、9月試行した諸々についての検証をいつやるかというのを最後に皆さんで議論して決めたいと思うが、いかがか。

植竹委員

①から④、それぞれについては別途、議運の中での総括というのはしっかりやるということでよいか。

末吉委員長

それは当然するべきものと思っている。

矢作委員

後ほど申し上げようと思っていたが、④決算審査の日程について、集中的に審査することとし、ということだが、これから決算審査は行う。これからやって課題が見えてくるかもしれないという中で、こういう文章で出てしまうと、この文章が先歩きしてしまう、これが固まりということになってしまうということを心配している。だから、試行してみましたという形とか、少し書き方があると思う。最終的に議論していくというのはいいが、中間でも一つ一つ確認して丁寧に進めていただきたい。

末吉委員長

決算審査に関しては、集中的に審査を行うということは、全会一致でここは一致していると理解している。先ほどもあったが、個々やってみて、いろ

いろな問題が出るだろうということはあるし、どこかで時間を取って議論しなければならないと思っている。ただ、この集中的審査というところに関しては、もう一致して、ここまできたという認識だ。

矢作委員

議運の中でも何度も確認してきたが、9月定例会の後の決算審査の日程については、決算特別委員会の中で決めるんですよねということを、繰り返し確認してきたと思う。集中的に審査するということについては、確認しているという認識ではない。今回、やってみるということで提案をされていて、試行していくことには了承しているが、だから、そういうふうに私どもは認識している。

石本委員

確認だが、決算特別委員会で確認をして日程が決まっているのではないかな。

轟議会事務局

審査日程については再度確認がされております。

参事

植竹委員

見直しというところで矢作委員が引っかかっている可能性があるのですが、例えば、通年会期制の導入に伴う執行部への配慮ということにすればいいのではないかな。見直しではなくて試行的に今回行った上でここに記しているわけだから、通年会期制の導入に伴う執行部への配慮ということにすれば、すんなりいくのではないかな。見直しという言葉で、見直されてしまったというイメージがあるのではないかなと思う。だったら配慮ということにすればいいのではないかな。

石本委員

いずれにしても、この概要を出したとしても、執行部の方だって、ああすばらしい、100%これでいいですなんて返ってくるはずないわけだ。過去

の経緯から考えると。そうすると、こういう点が執行部としては懸念される、  
こういうところがありますと、恐らく、幾つか出てくる。そのときに、今度  
は会派の方も、それは執行部の言っているのもそうでしょうねというような  
御意見もあるだろうから、それは後日きちんとやって、12月定例会までに  
やればいいのかであって、とりあえず、執行部がこれを見てどういうお考えを  
持ったか、今まで誤解していたものが少しは誤解が解けるということもある  
かもしれない。その考えを聞き出さない限りは、こちらで話しても向こうは  
絶対に嫌だと言うかもしれないわけだ。もし、植竹委員がすばらしい提案を  
されているので、矢作委員がどうしても見直しという言葉が嫌なら、うちの  
会派は試行的に配慮を行いましたでも構わない。皆さんが乗るのであればだ  
が。でもとりあえずこれをベースに出してみたらどうかと思う。

末吉委員長

見直し自体は、必ず決定でこれからも永劫変わりなく続いていくというも  
のではないので、このことをやった、それで執行部はどう捉えたかというこ  
との答えをいただく。先ほどから何回も言っているが、議運の中でもどうだ  
ったかという議論はしなければいけないと思っている。ここを出したからこ  
のことが絶対に覆らないことだという認識は持っていない。それでも駄目な  
のか。

矢作委員

植竹委員から執行部への配慮という言葉の提案があった。執行部への配慮  
ということであればいい。今、委員長からこれが固まっていくものではない  
ということもあった。議論を重ねていくということであれば、いいかと思う。  
植竹委員からは、執行部への配慮という言葉もあったからそれでもいいと思

うが、この見直しというところが引っかかる。試行的な取組というような言葉であれば納得ができる。

浅野委員

前段に、試行的に見直しを行いましたとあるので、最後に再び試行するという言葉を入れるのは文書的にに必要ないと思う。執行部と議会は対等という事で考えたら、こちらから配慮という言葉を入れないで、ちゃんと協議するという言葉のほうが、私たちが目指すものに一致するように思う。協議の中で、執行部のおっしゃることをきちんとこちらが配慮をする。協議をすることは賛成だが、こちらから出す文書に配慮とか入れないほうが良いと思う。そのほうがこちらの考えがはっきりする。

植竹委員

私が執行部への配慮という提案をして私の案というような流れがあるが、そうではなく、これは矢作委員のやり取りを聞いた上で、ではこんな感じはどうですかと言っているだけなので、配慮にしろとかそういうような提案をしているわけではない。

末吉委員長

文言はこのままでよいか。ほかにも議論をしなければいけないことが残っている。

村上委員

今回、いろいろな議論を経た上で、9月定例会で様々な試行をした。試行した事実をここに書いてあるということ。その上で執行部との協議を行っていくということだ。協議の中で、試行してきたものについて議会側の態度としては、これはもう議会として決定していることという意味でいいのか。それはまだ議論をしていく余地があるということなのか。そこの部分が一番、共産党が気にしている。もう決まったことだから、ここを前提に議会はどうか

していくかということになる。もう一回、様々な課題を今後は議論していく中で、決定されていくべき事項なのだという事なのか。その辺のことが恐らく引っかかっているところなのではと思う。それはもうこういうことで試行したのではないかと、そこが我々の出発点であると。そういう話になるのかということだ。いや、そこを含めてまだこういったことについては9月で試行したことについての総括は、またやりながら議運としてもそこはしっかりと見直していく余地があるということなのか、そこら辺の心配があるのではないかという印象を受けた。

末吉委員長

まず、やったことなのだからもう議論をせずこれで決まりですというやり方を所沢市議会の議会運営委員会はやってこなかったと思っている。やはりやったことについての検証や総括、御意見があれば協議をしていくということとは当然ある。1回やったことは絶対に変えないのだというつもりは一切ない。

浅野委員

検証してこれを直すところがあるなら直した方がいい。決算特別委員会の日程も決算特別委員会で決めているわけだから、そういう議論があれば検証で言えると思う。やったことを検証してから、きちんとして執行部に出したほうが良いと思う。

末吉委員長

決算審査の日程については、集中的に審査して委員会の開催日程を決めて、執行部の予定が立てやすくなったり負担を軽減したりするということで、こういうふうにしようということで、議運で議論をしたと思う。実際にまだ決算特別委員会が始まっていないので、どうだったかという議論はいいも悪い

もできない時期だと思っている。決算審査が終わってから、どうだったかという検証をするほうが現実的かと思う。前段の部分は議運で一致したと理解をしている。

矢作委員

副市長が議運に出席したときに、いろいろ意見をいただいた中で、城下委員から質問をして、決算の日程のことも話題になった。もう少し余裕がほしいというようなことをおっしゃっていたと記憶している。スケジュール的なことで伺いたい。これを今日まとめて執行部へ出して、執行部から戻ってくるのはいつと想定しているのか。

末吉委員長

10月いっぱいだ。

矢作委員

決算をやった結果どうだったかという意見も反映されるべきだと思う。ただ、最後のスケジュールが決まっているところからの逆算で今日提案されていると理解している。そういう意味では、うちのほうで見直しという部分では、これで固まってしまうというのが一番心配していて、決算の日程も含めてだ。委員長も何度も、これから協議をしていくとおっしゃっているのでそれは理解した。日本語的なところかもしれないが、見直しという言葉を試行的な取組というようにしていただければ納得できる。これでもう議会は見直したのだというふうに執行部に受け止められてしまうとどうなのかと思うが、いかがか。

浅野委員

堂々巡りのようになるが、3ページのところに、執行部との協議を引き続き行い、安定した議会運営となるよう努めると書いてあるということは、10月中に検討していただいて意見をいただいて、12月定例会を行って、

また協議は続くという解釈でいいか。もうここで絶対に決めてしまうということではないということか。

末吉委員長

スケジュールでお示ししているとおりだ。執行部に提出をするのはこの部分だけではなくて、全て今日お示しをした資料についてである。そのことについて、また、できたら具体的に意見をいただきたいと思っている。当然、議会運営委員会としては、いろいろ見直しをした部分についてどうだったかという検証をしたいという御意見だと受け止めるので、どこかの場面でやるべきだと思っている。やったことについて書いてあるものなので、絶対にこの後に変えないのだということ自体は、そもそも今までだってなかったし、いろいろなことを皆で議論して、変えるべきは変え、やるべきはやるというようにやってきたと思っているので、よろしくお願ひしたい。

試行的な取組という提案があったが、その部分についてどうするか。多数決を取るというのはやりたくない。試行的にというのは既書いてあり、見直しという言葉の中には先ほどから何度も言っているが、見直したけれども金輪際変える気がないというものではないという意味合いを持つものではないということは、先ほど来、申し上げたとおりだ。

植竹委員

この件については、うちの会派としては、それぞれの項目について意見もあるが、先ほど委員長が言われたように、総括をするということの確認を取られたので、見直しという文言のままでも我々はいいい。ここに対してこだわっているところは、会派としてはない。

矢作委員

試行的な取組という提案はしたが、皆さんが見直しでいいということであ

れば、必ず協議をしていくということが確認されているので、そういう部分では了解をした。

末吉委員長

では、そのように進めます。

2 ページのところですが、施行日が入っておりません。この点についても具体的に記載をすることは可能ですか。特に意見がなければ、空欄のまま出すことにします。

植竹委員

2 ページの定例日について、それぞれあるが、また内容の確認をさせていただきたい。例えば12月1日のところは、人事院勧告の給与改正に伴い、11月30日にそれぞれ提案されることかと思う。こういうときについては、12月1日と条例で定例日を定めているが、臨時会議を行うという認識でいいのか。

末吉委員長

そういう議論だったと思う。

植竹委員

分かった。

末吉委員長

先ほど中村委員のおっしゃった部分というのは、この辺に入れ込むという認識か。

中村委員

別に、これでよくまとまっているけれど、そういう話があるのだったらこう思ったというだけで、入れ込むということまでは言っていない。

末吉委員長

所沢市議会における通年会期制について（概要）について、ほかに何かなければ、正副委員長案のとおり、執行部に意見を求めるために提出するものとして確定してよろしいか。（委員了承）

次に、通年会期制導入に伴う改正例規及び逐条解説について何か意見はあ

るか。

村上委員

所沢市議会の会期等に関する条例の逐条解説の第2条第2項のところで、定例日を変えることについての項目だが、議員間の感染症のまん延などという文言を今回使っている。今確かにコロナ禍でそういった一つの心配、招集できる状況ではないということの代表的なところでここを入れたのだと思う。コロナ禍なので、今はそうだなと思うかもしれないが、恒久的な条例等の逐条という意味で考えると、感染症のまん延を特筆して出すというよりも、何らかの事情で参集が可能ならざる場合とか、そういうことのほうが、もう少し長期的に見ても、作ったときは感染症で大変だったから、あえて例としてここに落とし込んだということであればいいが、このところが、そういう発想もあるのかと私は考える。事実上、議会が招集できないということの表現のほうが逐条としては適切ではないかと考える。

末吉委員長

最初の議論で、大規模災害やみたいなのは文言としてはあったと記憶にある。言葉が、感染症のみということになっているということが、もう少し広がりを持った言葉のほうがよいという提案か。

中村委員

ここは、これから専決処分とか出てくるが、そちらに災害系のことは書いてあって、そうすると災害系は基本的に専決処分対応があると考えたら、それ以外で何かと考えると、議員間の感染症のまん延というのは、やり方としてはとてもいい。言い方はこれでふさわしいと思う。何も注釈をつけないというのも一つのやり方かと思うが、やはり逐条には、議長が勝手には決められないよという例示として掲げてある必要もあるので、そうすると専決処分

との関係で、災害という言い方をするよりも、議員間の感染症といったほうが、バランスが取れるのではないかと思う。

村上委員

おっしゃるとおりで、参集できない事柄の代表としてどういったことがあるかという話になると思うが、現状は災害のときとかいろいろとあるが、参集できない事項はいろいろなことが想定されるので、一つの例として、「など」ということで総称している、時代背景としてコロナ禍の大変な時期にこういった議論をやってきたということの象徴的な逐条の文言だというふうに捉えることもできる。今、中村委員のおっしゃったようなことであれば、それはよく理解できた。いいと思う。

末吉委員長

通年会期制導入に伴う改正例規及び逐条解説について、正副委員長案のとおり、執行部に意見を求めるために提出するものとして確定してよろしいか。（委員了承）

それでは、執行部へ「所沢市議会における通年会期制について（概要）」「通年会期制導入に伴う改正例規及び逐条解説」を提出し、議会が提出した日から1か月を目途に、回答を文書で提出していただくこと。

また、提出した2点に対する意見のほかに、8月1日の議会運営委員会において副市長から大きくは9項目について意見・要望がありましたが、改めて現時点での通年会期制の運用等の具体的な意見、要望があれば併せて回答をするよう求めたいと思いますが、よろしいでしょうか。（委員了承）

村上委員

執行部に提出をする形式はどういう形を取るのか。議運の委員長からとか、

	議長から執行部に提出をしていくとか、事務的に進んでいくのか。
轟議会事務局	議長から市長宛に提出するということではいかがでしょうか。
参事	
末吉委員長	議長から市長のほうに提出することでよろしいか。(委員了承)
	・その他
末吉委員長	9月16日の議会運営委員会において石本委員から発言のありました 上下水道事業管理者の本会議中における待機について、事務局から説明を お願いします。
轟議会事務局	9月16日の議会運営委員会における上下水道事業管理者に関する御質 問につきまして、平田上下水道事業管理者から報告、回答がございました。
参事	内容としましては、御質問の趣旨は、上下水道事業管理者は呼んでいない のになぜここに来ているのだろうかとのことと伝え聞いておりますが、これ までも自分自身で考え、必要と考えたことは発言し、あるいは行動し、必 要と考えた所には出向くよう努めております。今定例会の市政に対する一 般質問においては、上下水道局は本庁から離れておりますことから、当局 に関連する対応等が求められることも想定し、控えております。もとより、 私自身の仕事として、また、自身の勉強のためにと行っているものです。 とのことでございます。
石本委員	分かった。
矢作委員	一般質問の録画のアップについて、市民の方から、だいぶ時間がかかる んですねという御意見があった。当日、同時中継で見られる場合はいいが、

例えばその日の夜に見たいと思っても、アップがされていない。今は1週間から10日ぐらいタイムラグがある。今の時代になぜこんなに時間がかかるのか。確か、外注に出すので時間がかかると思うということで市民にお伝えはしたが、その確認と、改善できるのであれば進めていただきたい。

轟議会事務局  
参事

インターネット中継につきましては、できるだけ早くアップしたいと考え、これまでも委託業者とも調整を行っておりますが、議事日程ごとの切り分けや一般質問要旨の掲載などの事務処理のため、現在は本会議の翌日から5日目までにアップすることとしており、土・日をはさみますとどうしても7日間となりますので、御理解をいただければと思います。

矢作委員

これは後ほど試行したという議論の中でも反映されることかと思うが、一般質問の関係で、9月定例会では昼を挟んでというのが何回かあったりして、執行部の方も準備されていなかったりということもあったので、その点については、議運の中でもしっかりと協議をしていただきたいと意見があった。

末吉委員長

意見があったということは、協議をしてほしいということでよいか。

矢作委員

今日の議論の中でもあったように、また試行した段階でのという取組の中でも議論される中身かとは思いますが、一応発言をしておきたいと思う。

末吉委員長

議運の中で、前回話があり、議長の議事整理権の範囲内だと理解をしているという意見があったと思う。協議をしてほしいという提案でよいか。

矢作委員

問題提起ということでいいかと思うが、議会日程の関係もあったと思

う。本会議の後に正副委員長連絡協議会やいろいろと控えていたという日程があつて、議長の判断でそういうふうに進められたのだと思うが、今回、例えば、追加議案も人事案件だけだったが、そういうものが通年会期制になるとまた変わってくるのか、臨時会議でやるのか。補正でそういうふうに出てきたときに、一般質問の日に補正予算もやらなければならないとかそういう絡みもあるのかというのものもある。いずれかの協議の中では、協議をしていきたいという問題提起をしたい。

末吉委員長

これまでも、例えば、時間が必ず午後1時から始まるとか、そういうふうになっているものではなく、順番の中で、議事運営をさせてきたと思う。通年会期だからという問題よりは、残りの時間がある場合には、次の一般質問を始めるということ自体は、これまでもされてきたと理解している。通年会期だから早まったということではないと私は理解している。

中村委員

だから、その他で話を出しているのではないかと思う。

浅野委員

矢作委員のおっしゃる意味は分かるが、議長の進行判断の範囲内だと思う。協議してほしいというのはどういう観点なのか。私は今回の進め方は特に疑問には思わなかった。執行部を呼んで来るとか、質問者が傍聴者の関係で後に質問を残すとか努力をされていた。以前、何年も前にもあったので特に違和感はない。そういうふうにしてほしくないとか、何かあるのか。

小林委員

通年会期制の導入に伴う見直しのところでの、出席者を必要最小限とすることでいうところでも関係する。かなり執行部側がばたばたとしてい

た。その検証というのはまたやるということが委員長から話もあったので、そのときにまた議論することでいいと思う。

浅野委員

それは分かった。ただ、執行部側がばたばたという表現はあまりよくなくて、お呼びしたら来たわけで、答弁も用意しているわけだから、いらっしやるまでに時間がかかったということだけである。もう一度聞くが、ばたばたさせたくないから、午前11時半になったらやめてほしいとかそこまでの共産党の考えなのか。何のことを協議してほしいのか。

小林委員

そこまでは言わない。ばたばたという表現がということだが、かなり慌てていた。それは出席者を必要最小限にするというところからも関係してくるかというところだ。その検証と議論はやるということで委員長がおっしゃっているので、そのときにやっていけばいいということだ。

浅野委員

そうすると、一般質問順の3番目の議員を、午前10時から始まった場合、午前中に3番目の議員が始まる時には、3番目の議員の全ての答弁者を席に着かせてから始めたほうがいいという提案なのか。執行部にすれば、いつ来てもいいように構えていると思うので、ばたばたさせたくないという意味が分からない。何を協議してほしいのかよく分からない。

小林委員

ばたばたさせるかどうかということが問題だとかどうということではない。先ほども申し上げたが、通年会期制の導入に伴う見直しの中での③とも関係する。今ここで議論をしようということではなくて、検証の議論をするということなので、そこでいいと思う。

浅野委員

会派に持ち帰る関係で、急に執行部が言われるのは嫌だということ協

議するのか、答弁がない人も全員、初めから全員置いておけということなのか、何を協議したらいいのかよく分からない。

末吉委員長

今日のところは、御意見があったということですが、この後、通年会期制の見直しの項目についてはどこで検証するかというのは提案させていただく。共産党だけではなく、問題点を少し整理をして何が問題か、どうしたいかというのを逆に言っていただけるとありがたい。

佐野委員

3日目の小林議員の質問の際に、石原議員が議事進行をかけたが、議事進行に当たらないということだった。これは、質問をせずに意見を述べたことについて、確認をさせてくれという、削除や訂正を求めたわけではなく、確認をさせてくれというものが議事進行に当たらないという差配に結局なった。要するに、今後は、質問をせずに意見だけを述べる形の一般質問も有りだという認識でよいのか。確認だけお願いします。

石本委員

関連で、私も正直、当日、ちょっと驚いた。議長席に座ると、議事進行がいつかかるか分からないということからすれば、大きく選択肢は3つしかない。続行か中断か、後日改めて議論していただく。大体この3つを気持ちの中で用意していくわけだ。でも、この間の谷口副議長の差配だと、石原議員の議事進行に対して、議事進行に当たらないということだから、今、佐野委員が言ったように、極端な話、59分間意見を言って、1分間質問をしてもいいという話になりかねない話だ。私は今まで、確かこの手の議論は、記憶だと平成23年12月の定例会だったと思うが、岡田元議員が、時間が余ったので私見を述べますみたいなことから始まって、何回

か議論があった。その度に、注意しましょうと。何年か前に、松本議員がやって、え、となって、松本議員はわざわざ全会派に謝りに回った。最近のはやりの言葉で言うと誤り損ですよ。少なくとも、大石議長の元では、一般質問でずっと意見を言ってもいいという前例になったと思う。そこは私も確認しておきたい。はっきり言って、私も議員になって15年で、そういうのはよくないとずっと先輩議員から教わってきて、少なくとも、最低でも1問は質問をしろと。よくやじが飛ぶ。質問をしないのかと。例えばそういうことを一つ取っても、やじがいいと言っているわけではないが、意見をずっと言ってもいいんですよね。その確認を、皆さんの認識の共有をさせていただきたい。

石原委員

当事者だが、議事進行発言をした趣旨としては、今、質問の中で時間が余ったから意見を言うとか、59分意見を言ってから質問とかの例えもあったが、私があの日、議事進行をさせていただいたのは、質問がないけれども意見を述べますという行為に対して、それは議会ルールを逸脱しているのではないかと、その部分の発言の取扱いについて協議されることを求めますと、そう議事進行をさせていただいた。今、いろいろな議論に発展してしまったので、補足をした。

矢作委員

あ那时候、平井議員からもあったが、意見と言う形で発言はあったが、自分の考えを述べる中でそういう表現をしたというところで、谷口副議長の判断としては議事進行に当たらないという判断をされたということで、よろしいかと思う。

中村委員

皆さんいろいろと思うところはあるけれども、結論は出てしまっている  
ので、改めて確認をするもしないもない。いろいろな場合、いろいろな結  
論が出ていて、その結論を基に慣習というものが積み上げられていくわけ  
だから、ここでそれがいい、それが悪いということではなくて、その事象  
については結論が出たというだけの話だ。だから、それで終わりだ。当時、  
谷口議長の決断は、それはそれで決定だ。それがいいとか悪いとかいうこ  
とはない。ただし、過去にいろいろな決断がなされてきたと石本委員から  
も説明があったが、その積み重ねの中にあることだけで、それがいいも悪  
いもない。結論が出てしまっていることだ。ここで改めて確認するところ  
もないし、ここで決断が覆ることもないわけだから、それ以上でもないし、  
それ以下でもない。ただし、慣習というのはそういう決断の積み重ねで議  
会というのはルール化されていくから、その一つの慣習を構成する一要因  
になったというだけだと思っている。何かをここで議論できることはない  
と思う。

末吉委員長

おっしゃったとおりだと思う。その後、一般質問をされた議員の中でも、  
何かを言って質問をしないということもあったが、言い方として、そうい  
うふうに気を付けていただくほうがいい。

石原委員

少なくとも、令和4年9月19日の一般質問は先例になったということ  
で心得てよろしいですね。大変勉強になった。

石本委員

言った内容ではなくて、確かに議長の議事整理権の範囲だが、とにかく  
私が驚いたのは、私の意見として言わせていただくと、休憩も後日確認も

しないという差配が行われたということに驚いたということだけ言って、その決定は中村委員のおっしゃったとおり覆りようがないからということで、私も佐野委員から意見が出たので意見を言わせていただいた。

村上委員

直接的には関係ないと思うが、通告の仕方について、先例の中で、同じ会派の中で同じ項目について通告するというのは、基本的には調整をすべきというのが、先例の中であった気がする。国葬についてという同じ質問を同じ会派の中で3人やって、1人目でほぼ答弁が出たので、意見を述べさせていただくと。最後は平井議員だったが、よく分かりましたのでということだった。こういうことは会派の中で通告についてきちんと精査をして、同じようなものがだぶらないようにしていくということについての議論は、過去にもあった、先例としてあったような気がする。その確認をさせていただきたい。

轟議会事務局

議会運営委員会における確認事項として、平成11年になりますが、議案質疑、一般質問における重複した質疑、質問については、常識的なこととして、各議員が注意する、これは会派ということではなく、議員間ということになりますが、とする確認がされております。

村上委員

議員間ということだが、少なくとも会派があるわけだから、会派の中ではそういったことはきちんと注意をして通告をしていくということは、会派内の常識という話になってしまうと思うが、その辺はしっかりと注意を、良識的にやっていくという、結局そのところが、答弁をもらっていたということがあったから、ああいうような発言も出てしまったというよ

うに私は考えている。それがいいか悪いかということではなくて、会派として執行部に対して政治姿勢を正すというやり方として、戦略的にどうなのかと疑問は持った。議会運営委員会における確認事項があるということは、再確認をさせていただいた。

大石議長

今の一般質問の件もありましたが、再度確認をしておきますが、議案質疑は協議の場ではないと確認をされているので、意見、その辺の文言というのは皆さんの良識に任せるところですが、議案質疑は、昨日もあったと思いますが、意見をする場ではないので、質疑して終わっていただきたいと思います。

末吉委員長

先ほどありましたが、9月定例会の様々試行したことについて、検証をしたいという意見がありました。

多分、11月15日の議運だと遅いと思いますので、選択肢としては、1日新たに設けるか、今日のこの後にやるか、29日の臨時会1週間前の議運で続けてやるか、10月7日ぐらいしかないと思います。皆さんの御都合を伺います。

石本委員

とりあえず9月20日にやってみて、また持ち帰りということも起きるかもしれないから、いきなり10月7日だとまた持ち帰りでどんどんずれ込むので、まずは9月29日までに今回、ある程度それまでに見えてきた課題というのがあると思うので、1回やればよいと思う。

中村委員

議論することはやぶさかではないが、その議論をした後、どうするのか。議論をただけで、結局、議論をしまして終わるのか。どうするつもり

なのか。

末吉委員長

私の考えですが、12月定例会もあるので、今後に活かしていくという  
意味です。

中村委員

もう少し具体的におっしゃっていただきたい。結局、議論したものを  
12月定例会でまた試すということか。それとも通年会期制のときにそれ  
をやるのか。それが分からないと、ただブレストするという意味なら、そ  
れはそれでいいが。その辺を、議論をします、議論しました、それが何に  
なるかが分からないと、議論の内容も分からない。そうすると、何を喋っ  
たらいいか分からない。そこをはっきりしていただかないといけない。

末吉委員長

この時点でそれは、12月定例会で少し修正をかけていくのか、それと  
も通年会期制が始まってからその運用の中で議論をしていくのか、その内  
容が分からないと、今この時点で言えない部分というのがある。

中村委員

理解の仕方としては、それも含めて議論をするということか。それなら  
それで言っていただきたい。

末吉委員長

そのとおりだ。何が提案されるのか分からない部分があるので、すぐさ  
ま、ここで全会一致で修正したほうがいいということであればそうなる  
し、導入の中でやっていくものになるのかということも含めての議論にな  
ると思っている。

植竹委員

試行的に行ったことの総括ということだが、試行的に行った目的があつ  
て、目的に対して今回行った、それに対しての総括だと思う。試行的に行  
った経緯については、通年会期制の導入に伴い試行的に行ったのか、それ

とも通年会期制に伴わないものであって、全般的に今後の議会運営を兼ねて行ったのかということもはっきりしておきたい。実際、試行的に行った目的というのはそもそもどういうところからだったのか。

末吉委員長

全ての項目についてということか。

植竹委員

今回、試行的に4つの見直しを行ったとあるが、行う上での目的というのは共通認識する上で、通年会期制の導入に伴い試行的に行ったのか。どういう形で試行的に行ったのか。どういうことだったのか。

粕谷副委員長

今回、9月定例会で試行的に行ったというのはあくまでも通年会期制を見据えての話だ。9月定例会がよかったということであれば、12月定例会もやってもいいと思っている。

植竹委員

分かった。

末吉委員長

先ほど石本委員から、9月29日に引き続いて行い、万が一会派に持ち帰りということがあれば、10月7日にお持ちいただくという提案があった。それでよろしいか。

石原委員

29日に行うことでいいかというのはそれでいいと思うが、基本的に検証するための意見を含め議論をする場なので、持ち帰りというイメージがあまりできない。

末吉委員長

石本委員がおっしゃったのは、そういうことがあった場合ということだが、基本的に持ち帰ることを前提にするわけではないので、よろしく願いしたい。

矢作委員

それでいいが、あまり長くならないといい。

末吉委員長

それでは、9月29日の議運の中で、この点について皆さんから見直しの議論をさせていただきたいと思います。

散 会 (午前11時13分)